

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>平成二十一年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第七條第一項第二号」とあるのは、「第十七條第一項第一号に掲げる者のうち、特定障害者及び特定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十六万円未満であるもの又は令第十七條第一項第二号」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>平成二十一年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第七條第一項第二号」とあるのは、「第十七條第一項第一号に掲げる者のうち、特定障害者及び特定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十万円未満であるもの又は令第十七條第一項第二号」とする。</p>